令和８年度サンポート高松・中央通り等一斉清掃の実施について

次のとおり実施いたしますので、積極的な御参加をお待ちしています。

１　日　　時

原則として毎月第１木曜日の午 前 ８ 時 ～ 午 前 ８ 時 ２０ 分に、清掃を実施します。

第 １ 回※	令和８年 ４ 月 ９ 日（木）	第 ７ 回	令和８年１０月 １ 日（木）
第 ２ 回※	令和８年 ５ 月１４日（木）	第 ８ 回	令和８年１１月 ５ 日（木）
第 ３ 回	令和８年 ６ 月 ４ 日（木）	第 ９ 回	令和８年１２月 ３ 日（木）
第 ４ 回	令和８年 ７ 月 ２ 日（木）	第１０回※	令和９年 １ 月１４日（木）
第 ５ 回※※	令和８年 ８ 月１４日（金）	第１１回	令和９年 ２ 月 ４ 日（木）
第 ６ 回	令和８年 ９ 月 ３ 日（木）	第１２回	令和９年 ３ 月 ４ 日（木）

※４月、５月及び１月は第２木曜日です。

※※８月は高松まつりの開催に合わせて第２金曜日に開催するため、雨天中止です。

２　清掃区域

サンポート高松周辺並びに中央通りのことでん高松築港駅から栗林公園東門前までの歩道及び各交差点から２０～３０ｍの区域、菊池寛通りの一部（ことでん瓦町駅前から中央通りまでの歩道）の区域（裏面のとおり：距離にかかわらず可能な限りお願いします。）

３　その他

（１）雨天の場合は、翌日の金曜日 に限り延期します。（小雨は決行します。）

なお、清掃実施の有無については、当日午前７時以降に次の電話番号までお問い合わせいただくか、高松市のホームページをご確認ください。

高松市環境局環境総務課　ＴＥＬ：８３９－２３８８

（２）清掃用具やごみ袋を、裏面図の〇印の所に準備します。のぼりが目印です。

また、集めたごみ袋も〇印の所に置いてください。

（３）通勤時間帯と重なりますので、交通事故には十分気をつけてください。

（４）道路の清掃を行う場合は、周囲の安全に十分注意を払うようにお願いします。

（５）中央通りを始めとする車道と歩道の分離されている道路では、車等と接触する危険性がありますので、車道側には出ないようにお願いします。

（６）中央通りは歩行者横断禁止区域となっていますので、各種交通法規に従い、中央分離帯等での清掃は行わないでください。

（７）清掃活動後は、手洗い・うがいをしっかり行ってください。

※　当課では、公共の場所等の清掃活動を行う場合、清掃用具の貸出しを行っております。是非御活用ください。

【問合せ先】
〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号本庁舎１３階
高松市環境局環境総務課
ＴＥＬ：８３９－２３８８　ＦＡＸ：８３９－２３９０
メールアドレス：kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

一斉清掃のホームページはこちら

清掃用具の貸出についてはこちら